第二条中「第一条第一項第五号の規定に基づき、」を「（第十条において「開示告示」という。）第一条第一項第五号に規定する」に改める。

第三条第一項中「第二十八号」の下に「。以下この項及び第十一条第二項において「連結財務諸表規則」という。」を加え、「同令」を「連結財務諸表規則」に改める。

第六条中「連結貸借対照表をいう。以下」の下に「この章において」を加え、同条第四号中「自己保有資本調達手段」の下に「（自己資本比率告示第八条第四項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。）」を、「対象資本調達手段」の下に「（同条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。）」を加え、「。以下同じ」を削る。

第七条第二項中「のエクスポージャーの額」を「に掲げる額」に改め、同項第三号中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第三項第四号中「をいう。」の下に「第六項及び」を加え、同条第六項中「第三項第四号に規定する法的に有効な相対ネッティング契約をいい、」を削り、「ウォーク・アウェイ条項」の下に「（デリバティブ取引等が一の債権となった後の額が正となった場合であっても、当事者の相手方が支払額の全部又は一部を支払わないことを許容する条項をいう。）」を加え、「及び第八項」を「から第八項まで」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第三項ただし書の規定は、前項の場合における法的に有効な相対ネッティング契約の対象であるデリバティブ取引等について準用する。この場合において、第三項ただし書中「、当該額」とあるのは「、第六項第一号に規定するネット再構築コストの額」と、「の再構築コストの」とあるのは「に定める」と読み替えるものとする。

第七条第十項中「銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを」を「前項の銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを」に、「「資本の額」を「資本の額」に、「前項の銀行又は連結子法人等」を「当該銀行又は連結子法人等」に、「銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入した」を「当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入した」に改める。

第八条第四項中「マーケット・リスク相当額」の下に「（自己資本比率告示第二条各号の算式におけるマーケット・リスク相当額をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第五項中「ものとする」を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章　単体レバレッジ比率

（単体レバレッジ比率）

第十条　開示告示第一条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定める単体レバレッジ比率は、次の算式により得られる比率をいう。

$$\text{単体レバレッジ比率} = \frac{\text{資本の額}}{\text{総エクスポージャーの額}}$$

（算出の方法等）

第十一条　単体レバレッジ比率（前条に規定する単体レバレッジ比率をいう。次項において同じ。）は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）に基づき作成することとする。

2　前項の規定にかかわらず、銀行が特別目的会社等（銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。）を有する場合には、単体レバレッジ比率は、当該特別目的会社等のみを連結の範囲に含めたと仮定した場合における当該銀行の連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

（資本の額）

第十二条　第十条の算式における資本の額は、自己資本比率告示第十四条第二号に定めるＴｉｅｒ１資本の額をいう。

（総エクスポージャーの額）

第十三条　第十条の算式における総エクスポージャーの額は、次に掲げる額の合計額をいう。

一　オン・バランス資産の額

二　デリバティブ取引等に関する額

三　レポ取引等に関する額

四　オフ・バランス取引に関する額

（オン・バランス資産の額）

第十四条　前条第一号に掲げる額は、貸借対照表又は連結貸借対照表（第十一条第二項に規定する連結財務諸表に係る連結貸借対照表をいう。以下この章において同じ。）の総資産の額から次に掲げる額を控除した額とする。

一　支払承諾見返勘定の額

二　デリバティブ取引等に関連する資産の額（デリバティブ取引等により生じる債権額及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額をいい、デリバティブ取引等により生じた未収利息の額を除く。）

三　レポ形式の取引に関連する資産の額（レポ形式の取引により生じる資産のうち、現金の受取債権の額又は受領した証券の額をいい、レポ形式の取引により生じた未収利息の額を除く。）

四　自己保有資本調達手段（自己資本比率告示第二十条第一項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。）、対象資本調達手段（同条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。）、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第十七条第二項に定める普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第七号に掲げる額を除いた額及びその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第十八条第二項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第五号に掲げる額を除いた額の合計額

五　自己資本比率告示第十七条第二項第一号ニに掲げる額

（デリバティブ取引等に関する額）

第十五条　第十三条第二号に掲げる額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　デリバティブ取引等（自己の名をもって他人の計算において行うデリバティブ取引等を除く。）について算出したエクスポージャーの額

二　デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額

2　前項第一号に掲げる額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、第三号に掲げる額にあっては、銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係るものに限る。

一　再構築コストの額の合計額

二　アドオンの額の合計額

三　想定元本の額（デリバティブ取引等の経済効果を反映した額をいう。以下この章において同じ。）の合計額

3　前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。ただし、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等については、当該額から、現金で受領した変動証拠金の額を除いた額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同号の再構築コストの額とすることができる。

一　銀行が現金で受領した変動証拠金が分別管理されていないこと。

二　デリバティブ取引等について銀行が営業日ごとに時価評価を行っており、受領した変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。

三　銀行が変動証拠金として受領した現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。

四　デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネッティング契約（当事者の一方に当該契約の対象となるデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、当該契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効な契約であって、当該デリバティブ取引等を一の債権又は債務とすることができる契約をいう。第六項及び第十二項第四号において同じ。）の対象となるものであること。